

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

(イ) 第41条
特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
(a) 新築されたもの
(b) 建築後使用されたことのないもの
特定認定長期優良住宅
(c) 新築されたもの
(d) 建築後使用されたことのないもの
認定低炭素住宅
(e) 新築されたもの
(f) 建築後使用されたことのないもの

(ロ) 第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの）
(a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等が
された家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
(b) (a)以外

の

規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨を証明します。

取 新 得 築 し ま た た 者 は	住 所	
	氏 名	
家 屋	所 在 地	
	家 屋 番 号	番
	新 築 ・ 増 築 年 月 日	年 月 日
	取 得 年 月 日	年 月 日

令和 年 月 日

小山市長 浅野 正富